

第五章 常陽中学校・常陽高等学校の沿革

昭和二十一年四月、日本体育会は茨城県稲敷郡阿見町にあった元土浦海軍航空隊跡を永住の地と定めて日本体育専門学校を移転させたが、翌二十二年二月、その日本体育専門学校に併設するかたちで常陽中学校を設置させ、さらに二十三年四月には常陽高等学校の設置を達成している。当時の本会は戦後の混乱期にあつて財政的困窮に陥つており、新たな学校経営に着手する財源があるはずもなかった。しかし、本会はこの日本体育専門学校および荏原高等学校の再建に従事するかたわら、中・高等学校の新設に踏み切つた。その理由は、後述するように、本会が体育専門学校を存続させるための方便として中・高等学校の設置をはからねばならなかつた点にあつた。移転に際して地元から中・高等学校の設置が強く要望されており、実際にはこれを設置することが移転認可の条件になつていたのである。しかし、このようにして誕生した中・高等学校も、日本体育専門学校が日本体育大学へと昇格し、再び故郷の東京・深沢へ復帰するに及んで、廃校（昭和二十六年三月三十一日）の浮き目にあうにいたつてゐる。ともあれ、この新製の常陽中学校と常陽高等学校は学校法人日本体育会の百年の歴史のなかで、わずか三、四年しかその足跡を刻むことがなかつたけれども、戦後の復興期における本会の新規事業として深く刻印されねばならない。以下、常陽中学校と常陽高等学校とはキャンパスを共有するとともに一環教育として運営されてきたことから、これを常陽中・高等学校の沿革として点描してみることになしたい。

(一) 開校の経緯

昭和二十年五月、日本体育専門学校はその教育施設の中核といえる本館及び体育館等を空襲のため焼失した。しかし、敗戦後同校は、いち早く教育活動を再開し、同年九月頃より繰り上げ卒業生を対象にした再教育を主眼とする臨時補修科を開設している。その補修科は、昭和二十一年三月まで十数名の卒業生を対象に開講されたが、更に同年三月十六日には学則が全面的に改正され本科および補修科の課程が設置されるにいたっている。このように教育活動の再開に向けての努力が懸命になされる中で、戦災により荒廃した深沢キャンパスではその努力にも限界があることが痛感された。かくて昭和二十一年四月、日本体育専門学校は、茨城県稲敷郡阿見町の元土浦海軍航空隊の跡地へ移転し、当地を再興の足掛りとした。当時、戦災で教育施設を失った学校の多くは、旧軍の施設を利用して、学園の再興を図ろうともくろんでいる。無論同校の移転は、他校との熾烈な争いに勝利した結果であったのである。

茨城県の南部に位置する稲敷郡阿見町は、霞が浦に面し水陸交通の要所にあり、且つ今後一層の人口の増加が見込まれる地域であった。しかし、同郡内には中学校が龍ヶ崎町に一校あるのみで、進学希望者の一部しか収容できない状況にあった。また、近い将来に中等以上の教育を受けようする者の急増が予測されていた。したがって中等学校の誘致は、稲敷郡内三十三町村の緊急を要する問題でもあったわけである。次に掲げる表は阿見町周辺の市町村における昭和二十一年度の国民学校初等科第六学年の男児童数及び中等学校進学希望者数を示すものであるが、これによって進学希望者の増加傾向を知ることができよう。

阿見町周辺の市町村における国民学校初等科第六学年男児童数

市町村名	男児童数	備考
稲敷郡阿見町	九〇	昭和二十一年度中等学校進学者三十九名、地元二中学校設立セラルレバ進学希望者激増スベシ
舟島村	三五	二十一年度中等学校進学希望者十一名
牛久村	六〇	二十一年度中等学校進学希望者二十七名
君原村	三八	二十一年度中等学校進学希望者十三名
朝日村	一五〇	二十一年度中等学校進学希望者二十三名
木原村	四二	二十一年度中等学校進学希望者十一名
安中村	三四	二十一年度中等学校進学希望者十名
岡田村	六一	二十一年度中等学校進学希望者二十名
新治郡土浦市	四七三	資料(其ノ一)ニ示ス如ク縣立及市立ノ両中学校ニ収容シ得ザル者多数ヲ算スル現状ナリ
藤沢村	五三	本村方面ヨリ将来相当数ノ進学希望者アル見込ナリ

(二十一年十月阿見町役場ノ調べニ依ル)

このような地域社会の現状を考慮した日本体育会は、中学校の新設には多額の費用を必要とするけれども、土浦海軍航空隊跡に移転してその施設を借用するために、県当局及び地域住民の要望を受け入れざるを得ないとみて中学校の設置に踏み切っている。つまり、この中学校の設置は、土浦海軍航空隊跡の施設利用をめぐる競争が激化する中であつて当該施設の許認可権を有する地方自治体が、日本体育専門学校に対して移転・認可の条件として提示した結果であつたといえる。

とまれ日本体育会は、昭和二十一年六月十四日、日本体育専門学校において理事会を開催し、中学校設置の件について審議した結果、次の各号を採択している。

一、中学校設置ノ件

- (一) 本法人經營ノ下ニ茨城縣稻敷郡阿見町青宿一番地ニ設置シ昭和二十二年四月開校豫定ノコト
- (二) 基本金拾萬圓ヲ貳拾萬圓ニ増額ノコト
- (三) 寄附行為中変更認可申請ノコト

右の決定に基づき、昭和二十一年九月二十日、日本体育会は茨城県知事宛に中学校設置認可申請進達願を提出するとともに、文部大臣宛には次のような中学校設置認可申請書を提出している。

中学校設置認可申請

中学校令ニ據リ常陽中学校ヲ設置致度候ニ付御許可相成度別紙關係書類
相添へ此段及申請候也

昭和二十一年九月二十日

東京都世田谷區深澤三丁目三七〇

財團法人日本體育會理事

會長 伯爵 二荒芳徳

文部大臣 田中耕太郎 殿

〈關係書類〉

- 一、副申書及陳情書
- 二、設置趣意書
- 三、設置要項
- 四、學則
- 五、學級編成豫定表
- 六、入學願保證書及卒業證書ノ書式
- 七、教職員組織豫定表
- 八、収支豫算
- 九、位置取調事項

十、校地、校舎（校舎配置圖及水質検査證添付）

十一、校舎改築工事概要

十二、校舎ニ對スル東京財務局茨城官財支所霞ガ浦出張所ノ證明書

十三、參考資料

附屬書類（別綴）

一、生徒定員認可申請

二、授業料額等認可申請

三、寄附行為中変更認可申請（理由書、変更條項及理事會決議録添附）

右の添付された關係書類中の「副申書」（昭和二十一年八月十五日付）は茨城県稲敷郡阿見町の櫻井文太郎町長より文部大臣に宛たものであり、また「陳情書」（同年八月十九日付）の方は稲敷郡内三十三の村長及び助役が連名で提出した文部大臣宛の文書である。双方とも、同郡内三十三の町村民挙げて中学校の設置に賛同することが表明されるとともに、速やかにこれが設置を認可するよう要望されている。

それではどのような規模の中学校を設置しようとしていたのであろうか。これを添付書類として提出された「設置要項」によって確かめてみよう。

設置要項

一、名 稱 常陽中學校

二、位 置 茨城縣稻敷郡阿見町青宿二七一

三、修業年限 五年

四、生徒入學定員 二〇〇名

五、開校月日 昭和二十二年四月

六、經費及維持方法

經費ハ別紙収支豫算ノ通りニシテ基本利子、授業料及
其ノ他ノ収入ヲ以テ維持ス、但シ不足ヲ生ズルカ又ハ
臨時支出ヲ要スルトキハ本法人設立者之ヲ負擔ス

右によれば設置しようとする中学校は校名を常陽中学校と称し、入学定員二〇〇名、修業年限度五年の旧制中学であつたことがわかる。

このことは、常陽中学校学則第一条に、「本校ハ中等學校令ニ據リ高等普通教育ヲ施シ身體ノ發達智能ノ啓培人格ノ陶冶ヲ重ンジ特ニ國際道義ノ滋養ニ努メ以テ誠心有為ナ人材ヲ養成スルヲ目的トス。」とあることから推すことができよう。常陽中学校は「中等學校令」に基づく学校として設置申請がなされたわけである。

この常陽中学校の設置認可については同年の十二月上旬頃には概ね県当局より内諾が得られていた。十二月十一日付の「読売新聞」の茨城版には、県学務課方面の発表と思われる常陽中学校の設置認可に関する次のような記事

が掲載されたからである。認可に先立って、その見込み記事が紙上に載ったという事実から、行政当局の「常陽中学」新設に対する期待を垣間見ることができよう。

來春開校常陽中學

日本体育専門学校（土浦市）付属中學として『常陽中學』の新設認可申請が日体校長二荒芳徳伯から縣へ提出されているが近く認可される見込みで同校は來春四月から第一學年二百名を募集する

かくて、昭和二十二年二月十日、茨学三十三號をもって常陽中学校の設置が正式に認可された。しかしこの認可は、同年三月三十一日に教育基本法及び学校教育法が公布され、新学制のもと六・三・三制が施行されることから、新制の中学校を前提にしての認可であつたと思われる。常陽中学校は、九月の申請の段階では五年制の旧制中学校として申請を行っているが、六・三・三制の施行に伴いますは三年制の新制中学として発足したのである。このことは同校の学則第一條が、「本校は学校教育法により中等普通教育を施し身体の発達智能の啓培人格の陶冶を重んじ特に国際道義の滋養に努め以て有為な人材を養成するを目的とする」と改められていることから知る事ができよう。

このように常陽中学校が新制の中学校に切り替えられて認可されたために、この学校は地元が期待した中等学校の役割を果たし得なくなった。ために日本体育会は新制中学の上に新制高等学校をのせる方針を打ち出さねばならなかつた。旧制中学校の機能の多くは、新制高等学校によって担われることになつたからである。

かくて、日本体育会は新制高等学校の設置に踏み切ることになった。昭和二十三年四月二十七日、常陽高等学校は新制の高等学校としての設置が認可され、五月十二日には三十一名の生徒の入学を得て入学式を挙行するに至っている。ここに常陽中学校と常陽高等学校の一環教育体制が成ったといえよう。

なお、この常陽中・高等学校は土浦海軍航空隊跡の日本体育専門学校と同一のキャンパス内に開校し、初代校長には荒基氏が就任した。

(二) 学則及び教育内容

常陽中学校及び高等学校の学則を示すと以下のようである。

常陽中学校学則

第一章

第一條 本校は學校教育法により中等普通教育を施し身体の発達智能の啓培人格の陶冶を重んじ特に國際道義

の滋養に努め以て有為な人材を養成するを目的とする

第二條 修業年限を三年とする

第三條 生徒の入學定員を二百名とする

第二章

第四條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

學年を分けて左の三学期とする

第五條

第一學期 四月一日から八月三十一日に至る
 第二學期 九月一日から十二月三十一日に至る
 第三學期 一月一日から三月三十一日に至る
 休業日は左の通りとする

一、祝日 祭日 日曜日

一、夏期休業 七月二十一日から八月三十一日まで

一、冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで

一、春季休業 三月二十六日から四月四日まで

休業日に行事作業又は心身修練を行い且特別の事情があるときは臨時短縮或いは延長することができる

第六條 第三章 教科課程及學習時間
 教育課程及學習時間は次の通りである

修 必 体 社 習 国 会 育 科 字 語	教 科		學 年	
	語 字	語 字	第一學年	第二學年
	一七五 三五 一七五	一七五 三五 一七五	一七五 三五 一七五	一七五 三五 一七五
	一〇五 三五	一四〇 三五	一〇五 三五	一四〇 三五

科 教	教 科		小 計	小 計	選教 (外国語 (英語) 択科 (自由研究)	小 計	總 計
	國 史	數 學					
	一四〇(四)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)
	三五(一)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)
	七〇(二)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)
	七〇(二)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)
	七〇(二)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)
	七〇(二)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)
	一四〇(四)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)
	一四〇(四)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)
	一四〇(四)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)
	一四〇(四)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)
	一四〇(四)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	二四五(七)	一四〇(四)	一〇五〇(三〇)	一一九五(三七)

備考 本表の外學校長に於て教育上必要と認めるときは隨時実習作業等に関する教育を施すことがある。

第四章 進學及卒業

第七條 各學年に於ける課程の修了又は卒業は平素の成績考査してこれを定める

第八條 成績分けて學期成績と學年成績の二つとする 學年成績は各學期の成績を総合して之を定める

第九條 本校の全課程を修了したと認めた者には卒業證書を授与する

第五章 入學及退學

第十條 入學期は毎年四月とする 但し欠員のあるときは臨時入學を許可することがある

第十一條 本校第一學年に入學することのできるものは小學校の課程を修了した者でなければならない

第十二條 第二學年以上に欠員ある場合は相当法令に達し前各學年の課程を修了した者と同等以上の學力があると認められた者に対し検定の上入學を許可することができる

第十三條 入學志願者は所定の入學願書に入學検定料を添え在學又は出身學校を経て願出でねばならない

第十四條 入學志願者に対しては在學又は出身學校長の個人調査書を勘考し入學検定を行つて入學の許可を定める

第十五條 入學を許可された者は十日以内に本學所定の保證書に戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書を添え學校に差出さねばならない

第十六條 保證人は尊屬親又は生徒の身分を引受け且つ監督の責を盡することのできるものでなくてはならない

第十七條 病氣又は事故のため欠席しようとするときは予めその旨學校長に届出でねばならない 但し病氣のため一週間以上になるときは医師の診斷書を添えねばならない

第十八條 病氣又は事故のため三ヶ月以上修學するとこのできない虞あるときはその理由を認め保證人連署の上學校長に願出で一年以内休學することが出来る 但し病氣の場合は医師の診斷書を添えねばならない

第十九條 休學期間の途中で出校しようとするときは保證人連署で學校に届出でねばならない 病氣又は事故のため退學しようとするときはその理由を認め保證人連署で學校長に願出でねばならない

第二十條 但し病氣の場合は医師の診斷書を添えねばならない
學校長に於て左の各号の一に該当すると認めるときは退學を命ずる

一、性行不良で改善の見込まない者

二、学力劣等で成業の見込まない者

三、引續き一年以上欠席した者

四、出席常ならぬ者

第六章 賞罰

第二十一條 學力体力操行共に優秀な者又はその他の模範となるべき者はこれを褒賞することがある

第二十二條 不都合の行為があると認めたる生徒に対しては訓戒譴責を加え又は停學退學を命ずることがある

第七章 授業料及入學検定料入學金

第二十三條 授業料は月額式百円とする 毎月指定の期日に納付せねばならない 但し前納を妨げない

第二十四條 入學検定料は金百円とする

第二十五條 入學金は百円とする

第二十六條 已納の學費は事情の如何に拘らず返納しない 但し前納の授業料に限り退學翌月後の分を返還する

第二十七條 期間内に授業料を納入しない者に対してはその出校を停止することがある

第二十八條 在學生徒はすべて授業料を納付せねばならない

第二十九條 授業料は特別の場合これを減免することがある

附則

第三十條 本學則施行に関する細則は學校長がこれを定める

常陽高等學校學則

第一章 總則

第一條 本校は高等學校令に拠り新制中學校に於ける教育の成果を更に發展擴充して國家及社會の有為な人材を養成するを目的とする

第二條 本校に普通科を置き修業年限は三年とする

第三條 生徒定員は四百五十人とする

第二章 學期及休業日

第四條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる

第五條 學年を分ちて左の三學期とする

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 翌年一月一日より十二月三十一日に至る

第六條 休業日は左の如く定める

一、祝日、祭日、學校記念日、日曜日

一、春季三月二十六日より四月四日に至る

一、夏期七月二十一日より八月三十一日に至る

一、冬季十二月二十五日より翌年一月七日に至る

但し特別の事情ある場合には休業日を適宜に短縮又は延長することがある

第三章 教科課程並授業時數

第七條 各學年の教科課程及び授業時數は別表に作る

第八條 授業日數は最高學年にありては二百三十日以上とし其の他の學年にありては毎學年二百五十日以上とする

する

第四章 入學、退學、休學

第九條 入學の時期は學年の始めとする 但し缺員あるときは第二學期の始めに於いて臨時入學せしめること

がある

第十條 第一學年に入學し得るものは中學校を修了した者又は之と同等以上の學力を有する者とする

第十一條 第二學年以上に入學を許可すべき者は相當年令に達し前各學年の課程を修了した者又は考査に依り之と同等の學力ありと認めたる者

第十二條 第一學年入學志願者に對しては考査に依り入學者を定める

第十三條 入學志願者は所定の入學願書に出身學校長の調査書並に入學考査料を添え學校長に願出

第十四條 中途退學者で再入學を志願する者又は他の高等學校より轉學を志願する者あるときは缺員ある場合に限り考査の上相當學年に編入を許可することがある

第十五條 入學の許可を得たる者は十日以内に正副二名の保證人を定め所定の誓約書に戸籍抄本を添え學校に差出す

第十六條 正保證人は生徒の親權者又は後見人として副保證人は成年で學校所在地より二里以内に居住し獨立の生計を營む者とする保證人は被保證人をして克く學則を遵守せしめ且つ其の身に係わる一切の事件に就き責に任する

第十七條 生徒又は保證人で改名轉籍轉居又は改印したときは其旨直に學校長に届出る保證人に變更あるときも亦同じ

第十八條 生徒疾病其の他已を得ざる理由に依り退學するときは其理由を詳記し保證人連署の上學校長に願出で許可を受ける

第十九條 學校長は疾病其の他已を得ざる事故に因り缺席二カ月以上に亘る見込みの者には一年以内休學を許可する事が出来る

第二十條 學校長は他の學校轉學を志望する者あるときは正當の事由ありと認められた場合に限り之を許可することが出来る

第五章 賞 罰

第二十一條 品行方正學業優等で他の生徒の模範となる者又は特殊の善行ある者は之を褒賞することがある

第二十二條 學校長は教育上必要ありと認めたとときは生徒に懲戒を加える懲戒は、戒飭謹慎停學又は放校とする

第二十三條 左の各号の一に該当する者は學校長これに退學を命ずる

一、性行不良で改善の見込なしと認めたる者

二、学力劣等で成業の見込なしと認めたる者

三、正当の理由なく引續き一カ月以上缺席した者

四、校則に違反し又は出席常ならぬ者

第二十四條 本校所屬の物品其他財産を毀損亡失したときは現品又は金圓を以て之を賠償せしめることがある

第六章 課程の修了及卒業

第二十五條 各學年の課程の修了又は全課程の卒業は平素の學業成績を考査して之を定める

第二十六條 全課程を卒業したものは所定の卒業證書を授與する

第七章 授業料及入學考査料

第二十七條 授業料は月額金百五十圓とする

授業料は毎月所定の期日に納入する 但し前納を妨げない

第二十八條 授業料を滞納したときは一時其の生徒の出席を停止することがある

第二十九條 入學考査料は八拾圓入學金は五拾圓とする

納入した入學考査料及入學金は如何なる理由あるも之を返還しない

第八章 寄宿舎

第二十條 寄宿舎に関する規定は學校長別に之を定める

附則

別表

本學則施行に關しての細則は學校長之を定める

計	家実外工凶音体社理数書漢国	教 科 學 年
	庭業語作画楽育会科學道文語	
三七	二二四一二二四六四四一一四	第一學年
三七	一一四一二三四七四四一一四	第二學年
三七	一一四一二三四七四四一一四	第三學年

以上が常陽中・高等学校の学則である。両校とも修業年限三年の普通科として発足している。入学定員は中学校は二〇〇名、高等学校は四五〇名であったが、実際の学生数はこれよりかなり下回っていたようである。例えば、昭和二十四年度の中高の在校生数をみると、中学校の第一学年は十九名(内休学一名)、第二学年は四十三名、第三学年は五十五名(内休学一名)で、高校の第一学年には在校生はおらず、第二学年は二十二名にすぎなかった。中高の合計でも一三七名にすぎなかったのである。いっぽうとくに優秀で真面目な生徒には各種の賞が授与された。昭和二十四年度学業優秀操行善良なる者として中高併せ十四名の者が表彰されている。その他にも、日本体育会理事長賞を授与された者が中学校の第三学年に二名いた。た。

次に年間の行事暦についてみてみよう。中高では殆ど同様であり、春季・夏季・冬季休業の他に六月と十月に各一週間ずつ農繁休業が設けられていた。通常の授業の他にも、各種の行事が催され、このような行事の折には中高の生徒が合同で参加していた。昭和二十三年度を例にとってみると、十月三日に第五十七回日体育祭がグラウンドで開催されたが、その折中高の生徒も一緒に参加している。また、十一月二十日全校生徒で農大の収穫祭を、二十二日には土浦の検察庁を見学している。同月の二十六日は「終日運動をする日」とし、男子は野球の試合を、女子はバレーボールを楽しんだようである。年が明け、一月十一日にはまた全校で新日本食品会社を見学しており、二月十一日と三月七日には映画見学のため土浦まで出掛けている。このような行事の他に、全校生徒あげて学内の整備やグラウンドの整地作業に汗を流すことも多く、同年の十二月三日には専門学校の学生と協力して学内の整備

作業を実施している。

(三) 日本体育専門学校の移転と本校の廃校

昭和二十一年四月に日本体育専門学校が土浦に移転してから三年後に、この専門学校は新学制に基づいて日本体育大学に昇格したが、二十六年三月に再び東京・深沢へ移転する。深沢の地に復帰するまでの約五年間は百年の歴史の中で「土浦時代」と呼ばれてきた。

この土浦時代に常陽中学・高等学校は誕生し、日本体育大学の深沢への復帰とともに姿を消していった。よって、常陽中学・高等学校の廃校に至までの経緯については、日本体育専門学校の日本体育大学への昇格と、同大学の深沢キャンパスへの復帰との絡みの中で捉える必要があるといえよう。

まず、昭和二十二年三月、終戦後の教育を方向づけたといわれる教育基本法及び学校教育法が公布され、新学制が施行されることになった。この新学制の施行にあわせて日本体育専門学校は新制大学への昇格を目指すことになったのである。昭和二十二年六月、日本体育専門学校昇格期成委員会が組織され、まずは昇格に必要な基本的条件を整備することになった。続いて、昭和二十三年六月二十一日、日本体育会理事会で「昭和二十四年度より日本体育専門学校所在地に日本体育大学を設置する」ことが議決され、同年七月三十日に文部大臣宛に、大学設立認可の申請が行われた。関係諸氏の涙ぐましい努力のかいあって、昭和二十四年三月二十五日文部大臣より日本体育大学の設置が正式に認可され、昭和二十四年度より、この土浦の地で日本唯一の体育系単科大学（体育学科一八〇名定員）を開校することになった。このように設立認可の期日が三月にずれ込んだために、最初の入学式は六十七名の

新入生を迎えて九月に挙行されたのである。しかし新制大学として発足したものの、この土浦の地は都心から遠く離れているという地理的条件にあったために、学生募集という面からしてプラスの材料にはなり得なかった。昭和二十五年度には学生総数が二〇〇名前後にとどまり、定員の半数にも満たない状況に陥っているのである。折角、四年生大学に昇格したものの、このままだと学生不足のため経営難に陥ることは必至であった。それに加え、昭和二十一年より借用していたこの土浦の施設を、警察予備隊の施設として利用するため返還するよう国から求められていたのである。

かくて、日本体育会は日本体育大学の東京への移転の断行を余儀なくさせられる。移転に先立って、深沢キャンパスは校地が約一二、〇〇坪しかなく体育大学としては手狭であるところから、それ以外の移転先が検討された。昭和二十五年八月二十八日、栗本義彦学長は、移転先の調査結果について報告している。それによれば、候補地として錦桜高等学校、日本商科大学、東京農業大学、法政工業専門学校が挙げられていたが、交渉の結果いずれも不可能との結論が下された。この時点で移転先は深沢キャンパスの一つに絞らざるを得なくなったのである。

このように移転の話が煮詰まっていく段階で、同年九月二日、日本体育大学学生自治会長及び学生有志から米本卯吉理事長に対して、「本学舎の接収は已むをえないとしても、それに代わる教育勉学の間を保証してほしい」との歎願書が提出された。続いて、九月三日に常陽中学校・高等学校校長の荒基より、米本理事長宛に、「常陽校の校舎接収善後處置の件について」という文書が提出された。その内容は、校舎接収により廃校にならぬよう懇請すると同時に、最悪の事態に至った場合でもせめて三月までは授業を継続してほしいとのことであったが、それに要する費用については父兄の方で応分に負担する用意のあることが申し添えられてもいた。続いて、九月七日には、常陽中

学および常陽高等学校の父母の会の双方の委員長から米本理事長宛に同じような内容の要望書が届けられている。

このような経緯をみると、日本体育大学の移転と常陽中学・高等学校の廃校は一つの問題として展開しており、東京へ移転して日本体育大学を救うことが、同時に常陽中学・高等学校を廃校させることを意味していたのである。常陽中学・高等学校は、日本体育専門学校が土浦に移転する際にとくに地域住民の要請を受け入れるというかたちで設置されたものである。しかし、開校以来入学生が定員を満たすことがなかったために、採算の経営原則を保つことができなかった。日本体育会にしても、土浦の海軍航空隊跡の施設を利用するためには相当額の借入料を国に支払わなければならないところなのに、入学生の不足によって借入料を支払うことさえ困難になっていた。経営難の状況を押してまで、当地に常陽中学・高等学校を存続させる財政的力は当時の日本体育会にはなかったといえよう。

ともあれ、日本体育会は、昭和二十五年十月八日、評議員会を、また同年の十一月十一日に理事会を開催し、日本体育大学の深沢移転と常陽中学校及び常陽高等学校の廃止を正式に決議した。

昭和二十六年三月、米本卯吉日本体育会理事長は茨城県知事宛に常陽中学校・常陽高等学校廃止認可申請書を提出した。廃校の理由は次の「理由書」によって確かめることができよう。

理由書

本会の設置にかかる常陽中学校（昭和22年2月10日認可）並びに常陽高等学校（昭和23年4月27日認可）が、日本体育大学姉妹校として、茨城縣霞浦湖畔に開校して以来、未だ日尚浅く、幾多辛酸を嘗めつつも、漸く其

の發展の基を固め、御当局の絶大なる御支援の下、將に、その恵まれた環境と、卓越せる教諭陣容を以て、着々その充実を図り、大いに縣下私立振興に先駆たらんと決意して居りました矢先、国策遂行上の理由により、従来貸付を受けて居りました施設全部を、昭和二十六年三月末迄に返還するの止むなき事情に立ち入りました。之が為日本体育大学は東京旧所在地へ移轉することとなり、一応対策の解決を見たのでありますが、ここに本校の立場と致しましては、その施設を失ひ、又日本体育大学と分離しては、その存在を減じ、之が為経営上大なる支障を来す結果となるのであります。しかし乍ら、一度本校を廃校するならば、その生徒及び父兄、並び職員に及ぼす影響の少からざることを憂慮し、何とか之が存続を可能ならしめる様、熟考に熟考を重ねて参つたのでありますが、どうしても、之を存続せしめ得る方法を見出すことが出来ませんでした。

ここに遺憾乍ら本校の廃止を決定致した次第であります。つきましては、関係職員一同、最善の努力を以て、生徒の處置其他に付、萬善の策を構じますから、何卒本申請をご認可下さいませ様、お願い致します。

両校の廃校に際し特に問題となるのが、在校生の対策と教職員の処遇であろう。まず、在校生については、廃校後は近隣の中学校や高等学校に転校させる方法が採られることになり、昭和二十六年三月十七日現在の調査では、阿見中学校に男子九名・女子十一名、土浦中学校に男子六名・女子二名、東中学校に男子五名、石岡町の法政第三中学校に女子一名、高浜町の高松中学校には女子一名、藤沢村の藤沢中学校には女子一名の転校が決定していた。高等学校についても、周辺の龍ヶ崎高等学校、霞ヶ浦高等学校、土浦第三高等学校、土浦市立高等学校等に転校することになっていた。これに対して教職員の処遇については、専任教諭の二名は就職が別に内定しており、その他の教諭については日本体育大学と茨城大学の兼任講師であったことから、退職後は本務校に専念することにな

つていた。なお、書記の一名は日本体育会に就職することになっている。

また、両校所有の財産であるが、机、椅子等の校具二二四点と、オルガン等の教具六八点及び図書の一九五点は、設置者である日本体育会が管理することになった。

日本体育大学の深沢への移転と平行し、日本体育会が財団法人から学校法人へ組織変更するための手続きもとられ、昭和二十六年一月十九日同会は文部大臣宛学校法人日本体育会への組織変更の申請を行っている。この組織変更は、昭和二十四年の私立学校令の公布により私立学校はすべて学校法人を設置者とするという決定を受けての措置であった。それと同時に「寄付行為」の変更も行わなければならない、この変更の際し、常陽中学校及び常陽高等学校に関する条項にも変化がみられた。財団法人の寄付行為では第四條の事業の八号に常陽中学校の維持管理が、九号に常陽高等学校の維持管理が謳われているのに対し、学校法人の寄付行為の第五條（設置する学校）には両校のことは全く記載されおらず、附則の一で「この法人は第五條に掲げる学校の外に当分の間は日本体育専門学校、常陽中学校、常陽高等学校を存置する」と記述されることになった。二十六年三月をもって常陽中学・常陽高等学校が廃校となることに対する措置であったわけである。